

市第50号議案

横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例

横浜市地域ケアプラザ条例（平成3年9月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「「通所介護」という。）」の次に「、同条第17項に規定する地域密着型通所介護（以下「地域密着型通所介護」という。）」を加え、同条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第7条第2項第1号中「通所介護、認知症対応型通所介護」を「通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護」に改める。

別表第1中

「

横浜市東本郷地域ケアプラザ
---------------

」を  
「

横浜市東本郷地域ケアプラザ
横浜市山下地域ケアプラザ

」に改める。

別表第3中

「横浜市鴨居地域ケアプラザ」を

「横浜市鴨居地域ケアプラザ  
横浜市山下地域ケアプラザ」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 3 の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市地域ケアプラザ条例の規定に基づく横浜市山下地域ケアプラザを供用するために必要な行為は、前項ただし書に規定する規則で定める日前においても行うことができる。

#### 提 案 理 由

横浜市山下地域ケアプラザを設置する等のため、横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市地域ケアプラザ条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現行）

（事業等）

第 2 条 プラザは、次の事業を行う。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10 条の 4 第 1 項第 2 号の措置に係る者、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 7 項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）→  
同条第 17 項に規定する地域密着型通所介護（以下「地域密着型通所介護」という。）、同条第 18 項に規定する認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）、同法第 8 条の 2 第 13 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「介護予防認知症対応型通所介護」という。）又は同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業（同法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第 1 号通所事業」という。）のサービスを受ける者その他市長が必要と認める者（その者を現に養護する者を含む。）への通所による便宜の供与

（第 6 号から第 10 号まで及び第 2 項から第 4 項まで省略）

- 
- 5 第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事業を行うため、プラザに老人福祉法第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センターを置く
- 
- 。

$\frac{5}{6}$  （本文省略）

（利用料金）

第 7 条 (第 1 項省略)

2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

- (1) 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護又は指定第 1 号通所事業のサービスを受ける者への通所による便宜の供与にあつては、介護保険法の規定により定められた通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護又は指定第 1 号通所事業のサービスに係る費用の額
- (第 2 号から第 5 号まで省略)

別表第 1 (第 1 条第 2 項)

名 称	位 置
(省 略)	(省 略)
(省 略)	横浜市緑区
横浜市東本郷地域ケアプラザ	
<u>横浜市山下地域ケアプラザ</u>	
(省 略)	(省 略)

別表第 3 (第 2 条第 3 項及び第 4 項)

(省略)

横浜市鴨居地域ケアプラザ

横浜市山下地域ケアプラザ

(省略)